

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 総務部・法務私学課

法令名	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律	法令の番号	平成18年法律第50号						
許認可等の種類	特例民法法人の残余財産の処分の許可	根拠条項	第95条（民法旧第72条第2項）						
審査基準	残余財産の処分の許可 残余財産の帰属について定款又は寄附行為に指定していない場合、理事が残余財産の処分を知事に許可を求めた場合の基準（特例社団法人にあつては、総会の議決を経ていることが前提） 次の事項をすべて満たすときに許可を与える。 1 その法人の目的に類似する目的のためになることが明らかであること。 2 残余財産の帰属を受ける者が真に事業遂行の意思を持っていること。 3 残余財産の帰属を受ける者の資力が十分であること。 4 解散した法人と残余財産の帰属を受ける者が特別な利害関係にないこと。								
	受付機関	法人の所管課	処理機関	法人の所管課	交付機関	法人の所管課	標準処理期間	14日	目次
						標準経由期間	日	NO	